

「国別報告事項」及び「事業概況報告事項」の提供開始について

平成30年1月
国 税 庁

特定多国籍企業グループの構成会社等である内国法人（最終親会社等又は代理親会社等に該当するものに限り、）は、国別報告事項を、報告対象となる各会計年度の終了の日の翌日から1年以内に、e-Taxにより、所轄税務署長に提供する必要があります。

また、特定多国籍企業グループの構成会社等である内国法人又は恒久的施設を有する外国法人は、事業概況報告事項を、報告対象となる各会計年度の終了の日の翌日から1年以内に、e-Taxにより、所轄税務署長に提供する必要があります。

このリーフレットでは、国別報告事項及び事業概況報告事項の提供期限や提供開始日等について説明しています。

国別報告事項及び事業概況報告事項の提供期限

国別報告事項及び事業概況報告事項の報告制度は、平成28年4月1日以後に開始する最終親会計年度に係る国別報告事項及び事業概況報告事項について適用されるため、自平成28年4月1日至平成29年3月31日最終親会計年度に係る国別報告事項及び事業概況報告事項の提供期限は、平成30年4月2日（月）となります。

また、法人が、平成28年1月1日から平成28年3月31日の間に開始する最終親会計年度に係る国別報告事項を自主的にe-Taxにより提供する場合、平成30年4月2日（月）までに提供してください。

国別報告事項及び事業概況報告事項の提供開始日

国税庁は、平成30年1月4日（木）に、国別報告事項及び事業概況報告事項を提供するためのシステムリリースを行いました。同日より、国別報告事項及び事業概況報告事項を提供する法人は、e-Taxにより、国別報告事項及び事業概況報告事項を提供することができます。

事業概況報告事項を代表して提供する場合の手続き

事業概況報告事項を提供すべき内国法人及び恒久的施設を有する外国法人が複数ある場合には、原則として全ての法人に事業概況報告事項を提供する義務が生じますが、特例として、これらの法人のうちいずれか一の法人が、報告対象となる会計年度の終了の日の翌日から1年以内に、e-Taxにより、事業概況報告事項を代表して提供する法人に関する情報を当該一の法人に係る所轄税務署長に提供した場合には、代表となる法人以外の法人は、事業概況報告事項を提供する必要がなくなります。

国別報告事項及び事業概況報告事項を提供するための事前準備

国別報告事項及び事業概況報告事項は、e-Tax ホームページの「多国籍企業情報の報告コーナー」より提供することができます。多国籍企業情報の報告コーナーのご利用に当たっては事前準備が必要です。国別報告事項及び事業概況報告事項を e-Tax で提供するためには、既にほかの手続で e-Tax をご利用していても、事前準備が必要ですので、期限に余裕をもってご準備ください。

【多国籍企業情報の報告コーナーへのアクセス】

e-Tax ホームページへアクセス (<http://www.e-tax.nta.go.jp/>)

⇒ 画面上部の「サイトマップ」をクリック

⇒ 「※ 多国籍企業情報の報告コーナー」をクリック

国別報告事項及び事業概況報告事項の提供方法

国別報告事項及び事業概況報告事項の提供方法は次のとおりです。

- 特定多国籍企業グループに係る国別報告事項
多国籍企業情報の報告コーナーで必要事項を入力して提供できます。
- 国別報告事項の表1「居住地国等における収入金額、納付税額等の配分及び事業活動の概要」、表2「居住地国等における多国籍企業グループの構成会社等の一覧」及び表3「追加情報」
あらかじめ、CSV 記録要領に従い、CSV 形式で作成し、多国籍企業情報の報告コーナーで読み取って提供できます。XML 記録要領に従い、XML 形式で作成しても提供することができます。各記録要領については、多国籍企業情報の報告コーナーをご覧ください。
- 特定多国籍企業グループに係る事業概況報告事項
多国籍企業情報の報告コーナーで必要事項を入力して提供できます。
- 事業概況報告事項（租税特別措置法施行規則第 22 条 10 の 5 第 1 項に規定する書類）
租税特別措置法施行規則第 22 条 10 の 5 第 1 項に規定する書類^(注1)をあらかじめ PDF に変換し、多国籍企業情報の報告コーナーで読み取って提供できます。
一度の e-Tax 手続で送信できる PDF ファイルの総容量は 1.5MB です。PDF ファイルの総容量が 1.5MB を超える場合は、あらかじめ PDF ファイルが 1.5MB 以下になるよう複数に分割してください^(注2)。
(注1) 詳細は、「移転価格税制に係る文書化制度に関する改正のあらまし」をご覧ください。
(注2) 詳細は、e-Tax の「多国籍企業情報の報告コーナー」の「事業概況報告事項を提供する際の留意点」をご覧ください。